



初等中等教育における「知財法教育」の前提条件

(筑波大学人文社会系) 星野 豊

A Comment on Preconditions of the Education of Intellectual
Property Law in Elementary or Junior High Schools

Faculty of Humanities & Social Sciences, Tsukuba University, Yutaka HOSHINO

キーワード・知財法教育、初等中等教育、法知識、法感覚

1 序——本報告の目的

本発表は、昨年度の本学会において、「初等中等教育における「知財法教育」の可能性と問題点」と題して行った発表の続編であり、知財法教育を実施するための前提条件としての、「法として何を教えるか」という点について検討し、初等中等教育の中で、適正な「法感覚」を、児童生徒に身につけさせるために必要かつ有益な今後の体制及び教育の方向性について、考察を加えることを目的とする。

以下では、まず、現在徐々に初等中等教育において盛んになりつつある「法教育」の内包している問題点を指摘した後(2)、初等中等教育における「知財法教育」のより望ましい方向性について、私見を若干提示する(3)。なお、本発表で最終的な目的とするものは、表題にあるとおり「知財法教育」であるが、知財法教育において解決が必要となる問題状況は、現段階では「法教育」一般についての問題状況であると言えるから、以下では、「法教育」一般に視点を広げて検討を加え、必要に応じて知財法教育の特性を考えることとする。

2 初等中等教育における「法教育」の問題点

現在の日本を含む圧倒的多数の国では、法は国家が制定する「法体系」として形成されており、全ての法律は、他の法律ないしその他の諸規律と、理論的にも実務的にも密接に関係し合って、成立ないし機能している。従って、「法」の機能と役割とについて知識を教授する場合には、概ね国家を単位とした「法体系」が存在していること、及び、国家の機構を支えるものの一部として「法」がどのような機能と役割を担っているかを、まず解説することが必要であり、大学における「法」の入門的講義は、この観点から講義され始めるのが通常である。言い換えれば、「法」を教育するに際しては、法の全体構造としての「法体系」の存在と、かかる法体系が機能する機構としての「国家・社会」の存在についてまず教育する必要があるわけであり、従来の学校教育において、初等中等教育において扱われてきた「法」の具体的内容が、日本国憲法の体系と基本構造を中心とするものであったことは、以上の観点から合理的に説明することができる。また、このような「法体系」の存在を教育することは、児童生徒が現に生活している「社会の仕組み」の重要部分を抽象的に把握させる効果を持つわけであり、この点も既存の学校教育の目的と基本的に合致するものである。

しかしながら、児童生徒に対する教育においては、抽象的な法体系を教育するのみで「法教育」として十分でないこともまた明らかであるため、児童生徒の日常生活に

密着する具体的題材を用いた、「実践的」な法教育の可能性が、上記の体系的知識と同時並行で模索される必要がある。そしてこの際、どのような題材を選んで児童生徒からの興味を引き付け、教育の成果としての法知識や法感覚を身につけさせられるかが、現状最も難しい課題となっていることは言うまでもなく、本発表で問題として指摘せざるを得ない現在の法教育の問題点の主要な部分も、正にこの点に存在するものと言うことができる。

現在のところ、初等中等教育における法教育は、特に学校の教育体系の中で明確な位置づけがなされているわけでないため、上記の具体的題材の選択は、事実上授業を現に行う個々の教員の判断に委ねられている。そして、現実に題材として取り上げられることが多いものの例としては、児童生徒の日常生活との関係で具体的な「法律」として認知され易い、道路交通関係の規制法令や、消費者保護法制、労働関係法規等であることは、概ね予測のつくところである。また、社会全体で話題となることを念頭におく場合には、社会福祉関係の諸法令や、税務関係法規なども、題材として有力な候補となりうるであろう。しかしながら、これらの題材は、以下に述べるとおり、初等中等教育における「法教育」の題材としては、かなり問題となる部分が含まれていると言わざるを得ない。

第1に、特に道路交通関係を典型とする規制法令の大半は、例えば右側通行・左側通行の区別のように、理論的にはどちらでも良い筈のことを法として強制しているに過ぎず、規制の理由ないし背景としての説明は、後から付け加えられたものであることが少なくない。また、規制法令の理論的な性格は、税務関係法規を考えれば明らかなおろ、要するに国家を典型とする権力者が国民ないし市民をある観点から支配するための規制であって、それを回避しつつ実効的な利益を獲得することが実務法律家の主要な任務となってきた経緯がある以上、規制法令の存在と具体的規制の内容を以て社会的正義の象徴と位置づけることは困難であるほか、「いかにして法規制を回避するか」という、教員が意図したものと全く別の観点を児童生徒に与えてしまう副次的効果も、無視できないように思われる。

第2に、規制法令が法規としての權威と実効性を保つためには、違反した者に対して、刑罰を典型とする応分の制裁を加えることが必要不可欠となるころ、この制裁それ自体の妥当性ないし適切性と、制裁を適切に判断ないし執行するための手続について、これらをどのように「法教育」の中に取り入れるかが、やや困難な問題となる。実際、道路交通法規違反の制裁には刑罰としての懲役ないし罰金のほか、刑罰と一定の連動を有するが理論上刑罰と異なるものと位置づけられる交通反則金制度、さらには、運転免許の停止ないし取消等を含む行政処分といった、理論的に異なる性格のものがやや複雑に組み入れられており、かつ、違反者の経済状況や社会的立場に応じて各制裁の有する事実上の効果や社会的意味が異なってくることまで考慮するならば、どのような制裁ないしそのための手続を以て「妥当」であると教育すべきかは、個々の教員の直感的判断に委ねるにはやや困難な問題を含むものと言わざるを得ない。また、刑罰のみに視点を集中させた場合でも、例えば略式命令制度は単なる「社会的正義の実現」のみを目的とするものでなく、刑罰執行の効率性の観点が含まれて

いることが明らかである以上、法制度の構造と運用に関するかなり多様な視点をほぼ同時に教育するのでない限り、児童生徒が正確な法知識や適切な法感覚を身につけることができるかは、かなり疑問であると考えざるを得ないように思われる。

第3に、上記2点で既に述べたところであるが、規制法令の具体的内容を正確に教授すればする程、規制法令自体が持つ理論的な性格と相まち、「社会的正義」が規制法令によって「実現」されているとは、やや言い難い状況が存在していることを、どのようにして児童生徒に教育すべきかが問題となる。この点に対する既存の法律学からの回答は、要するに、主権者である国民の代表としての国会が制定した法律である限り、社会的正義としての正統性を全ての法律が有していることが前提となる、というものであるが、この観点は、社会的正義に関する理論的な基盤が極めて薄弱であることが明らかであり、法律の制定には国会における多数の賛成が制度上不可欠なほぼ唯一の条件である以上、社会的正義の実現としての理論的基盤の確定よりも、国会における多数派工作の方が法律制定のための手段としてはより簡便であるとの感覚を、児童生徒に与えてしまうこととなりかねない。

上記で述べたような問題点を克服するための題材選択として有効であるのは、より一般的な法感覚を前提とし、かつ児童生徒の日常生活に密着していると考えられる、私法関係の規律を題材とすることであり、労働関係法規や消費者保護法制が法教育の題材として選択されることは、この意味では合理的であるとも言える。しかしながら、昨年度の本学会における発表で指摘したとおり、現在の私法体系における基本的な前提は、自立した個人の自律的判断の結果と責任とを当該個人に対して課する、という点であり、この前提を現在の学校教育における基本理念との関係でどのように位置づけるかが、解決困難な課題として残ることとなる。かつ、現在の私法体系は、例えば消費者法制に典型的に見られるとおり、当事者となる自立した個人が一定の財産を有していることが理論上の前提となっているが、労働法規は、労働者が財貨を労働により使用者から取得することを目的とする関係上、私法体系法規としてはやや例外的な性格を有している等、かなり複雑な構造を持っているため、そもそも「正確な法知識」を児童生徒に伝えることができるか自体、不安定な部分があることが否定できない。

一方で、法体系の基本理念としての「立憲主義」ないし「民主主義」について、抽象的に教育することを以て「法教育」として位置づける方法も、それ自体に問題点が含まれている。すなわち、これらの近代法における基本理念の背景としては、権力者が一方的に規制ないし統治を行うことを抑制し、主権者としての国民ないし市民の理論上の承認を得たことを前提として規制ないし統治の法的正統性が担保される構造になっているわけであるが、この構造は、児童生徒の視点からすれば、学校教育における学校ないし教員による指導教育に対しても、「信頼できない権力者を法律で抑制する」という手法としてほぼ同様に適用可能となるわけであり、従来为学校ないし教員が最大限の努力を傾けてきた児童生徒ないし保護者に対する「人としての信頼関係の形成」という理念と大きく異なる性格を持つことに対して、どのような説明を行うかが、別途問題となってしまふ。

以上のことから明らかなおおりに、現在の初等中等教育において徐々に盛んになりつ

つある「法教育」については、個々の有志の教員による実験的な性格を考慮したとしても、その前提となる理論的基盤や法体系全体の中での各法規の相互関係の解析という点で、かなり深刻な問題点が生じている可能性があるものと言わなければならない。そして、現段階の初等中等教育において知財法教育を行うためには、法教育自体の有する上記のような問題点のほか、さらに、「知財」の本質ないし理論的社会的性格について、児童生徒をどのように教育すべきか、という別の観点がさらに含まれ、この点をどのように考えるかが問題となる。

3 初等中等教育における知財法教育の方向性

本発表での検討から明らかなおと、特に初等中等教育においては、「法体系」の構造を前提とした「法教育」を行うことは、法体系自体の構造が極めて複雑であることに加え、その理論的基盤の中には、従来为学校ないし教員が指導教育の前提としてきた基本理念と大きく異なるものが含まれていることからして、少なくとも大学における法教育と同様に実施することは、極めて困難であると言わざるを得ない。従って、初等中等教育における「知財法教育」の方向性を考えるに際しても、現行の知財法体系を法知識として教授することは、法知識の正確性の観点からしても、また、前提となる基本理念との関係からも、およそ効果的であるとは言い難いように思われる。

むしろ、現在の初等中等教育において行われるべき「法教育」「知財法教育」として必要かつ有益である観点は、制定法を事実上の中心とする「法体系」から一旦離れ、「財産」「利益」「新規」「進歩」「信賴」「紛争」といった、法体系の基盤となる様々な理論的概念を、できる限り児童生徒の日常生活に関係する事例を挙げつつ、「正しいとされることは何か」「それはなぜ正しいとされるか」を考察する点にあると考えられる。この観点の有用性は、何よりも、これらの点が従来为学校において、児童生徒が集団的生活に適應するための基本的事項として教育されてきたことの延長線上にあるものであり、個々の教員の素朴な正義感を基盤として、それに「なぜか」という個々の児童生徒の考察を加えることによって、健全かつ常識的な法感覚を児童生徒が身につけることに、最も効果的であると考えられるからである。但し、この手法の最大の問題点は、これまで行われてきたかかる指導教育が、「法教育」の基礎を形成しているとの感覚が、児童生徒の側のみならず学校側にもなかったことにある点であり、今後の「法教育」の方向性の端緒は、既存の学校で行われてきた社会的教育内容を、「法教育」としての観点から再検証することにあると考えられる。

初等中等教育で学んだことの全てを具体的に記憶している者は皆無であるが、かかる教育内容は、人格及び思考の基礎となって、社会生活の前提とされている。法教育もその例外ではない筈であり、今後さらに多様な側面からの検討と考察が重ねられ、より合理的かつ合目的な知財法教育のあり方が探究されていくべきである。

【参考・既存発表】

・星野豊「初等中等教育における「知財法教育」の可能性と問題点」日本知財学会第11回学術研究発表会 2E10 発表（青山学院大学、2013年）